

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）（施行規則、保安規定審査基準及び経過措置等のうち実用発電用原子炉施設関係）に対する意見募集の結果について

令和元年 12 月 25 日
原子力規制委員会

1. 概要

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則一部改正案、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準一部改正案、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準一部改正案及び経過措置等（案）について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間： 令和元年 9 月 26 日から同年 10 月 25 日まで（30 日間）

対 象： 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案
実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案
廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準
経過措置等（案）

方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及び FAX

2. 意見公募の結果

○御意見数：34 件*

○御意見に対する考え方：別紙のとおり

*御意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。延べ意見数については、別紙のとおり 96 件。

提出意見とこれに対する考え方

1. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	<p>第3条第1項第2号 について、</p> <p>「(1)炉心(ii)燃料体の最高燃焼度」については「燃料材(ペレット)、燃料要素、燃料集合体の最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるもの」が記載すべき事項として、また「(5)その他主要な事項」については「チャンネルボックス」が記載すべき事項として、設置(変更)許可申請に係る運用ガイドの改正により明確化されている。</p> <p>これらの原子炉設置許可本文への記載追加の時期は、現在供用中のチャンネルボックスおよび燃料体の最高燃焼度の設計を変更するものではないことから、新検査制度施行後ただちに求めるものではなく、当該設備の変更をしようとする際の設置変更許可の時期に合わせて記載の適正化を行うことでよいか確認したい。</p>	<p>御指摘の「燃料体の最高燃焼度」等を原子炉設置(変更)許可申請書(以下「申請書」という。)に記載する時期については、既工事計画等の後段規制において既に確認している事項を、記載の適正化として申請書に記載することを求めたものであり、施行後直ちに当該事項を記載した申請書の提出を求めているものではありません。</p> <p>なお、記載の適正化の時期については、施行後の原子炉設置(変更)許可申請に併せて実施するなど、なるべく早期に行うことが望ましいと考えます。</p>
2	<p>第3条2項及び第5条2項 意見内容： ○11号の品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を加えるべきではない。</p> <p>設置(変更)許可申請書の性質上、本文が変わらない範囲で添付書類が変更となる場合があるが、その際、設置変更許可申請を伴わないため、添付書類が実態よりも古い情報となる。品質管理の大原則として、最新の文書に基づく、ということがあるが、最上流から自己矛盾を生じてしまうため。</p> <p>また、上記の場合、設置変更許可申請が必要な内容と品質管理に関する添付書類の変更との間に関連性が無くなるという状況が発生してしまう。</p> <p>本文8号にもあるとおり、必ずしも本文の内容を添付書類で受ける必要はなく、本文11号の内容を具体化するのには、保安規定であるべきである。そうすれば、旧情報は自ずと新情報に変更となる。</p> <p>また、法43条の3の6で委任されている品質保証規則の内容を本文11号に反映するには、規則の内容が詳細であり、実運用に支障をきたす可能性があるが、詳細を保安規定にゆだねるような記載をすることにより、対応が可能ではないか。又は、品質保証規則の解釈等で、設置許可段階でどこまで確認するのかを明確にすることにより、対応が可能ではないか。</p>	<p>第3条第2項第11号で規定する「品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可段階から廃止措置まで一貫した品質管理体制に基づく品質管理活動の基本的な枠組みについて記載することを求めています。</p> <p>また、建設段階から運転開始及び廃止措置段階への移行において、体制の変更、管理の程度や方法の変更があり得ますので、保安規定には、それぞれの段階に適した具体的な品質管理体制を記載して(変更)認可申請を行うことで対応していただくこととなります。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
3	<p>(第12条第3項)</p> <p>「第1項の届出書には、・・・(中略)・・・、同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る・・・」とありますが、当該申請に係るのではなく「当該届出に係る」でないでしょうか。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>

<p>4</p>	<p>●使用前事業者検査は改正法第43条の3の11第2項により、「1認可を受けた設計及び工事の計画に従っていること」と「2技術基準に適合するものであること」を確認するとされており、その具体的方法が実用炉規則本条に規定されるものと理解しています。</p> <p>しかしながら、前述の「1認可を受けた設計及び工事の計画に従っていること」については、以下の通り一部確認できない場合があります。</p> <p>(1)実用炉規則別表第2記載事項のうち、別表第1の規定により手続きを要さずに変更できる事項（蒸気タービン附属設備の仕様変更、常用電源設備の仕様変更等）については、過去に認可を受けた設計及び工事の計画（法附則によりこれと見做される工事計画を含む）の要目表に記載した仕様とは異なる仕様で設置する（又は現に設置している）場合がある。</p> <p>(2)実用炉規則別表第2記載事項のうち、プラント運転開始以降の規則改正で追加された事項は、認可を受けた設計及び工事の計画（法附則によりこれと見做される工事計画を含む）の要目表を有さない場合がある。</p> <p>これら(1)又は(2)の場合には、設計及び工事の計画のうち要目表に係る確認は不要であり、認可を受けた事項（「工事の方法」、「品質管理の方法」、「基本設計方針」等がある）についてのみ「1認可を受けた設計及び工事の計画に従っていること」を確認する法的義務があると考えていますが、この認識でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、「2技術基準に適合するものであること」は当然に確認するものと考えています。</p>	<p>御指摘の(1)及び(2)の工事の状況については、頂いた情報だけでは詳細が理解できませんが、一般的には、改正法第43条の3の9第2項ただし書に基づく一時的な工事及び同法第43条の3の10第1項に基づく軽微な変更に係る工事は、設計及び工事の計画の変更認可又は届出を必要としないものですが、これらについて基本的には過去に認可を受けた又は届出をした設計及び工事の計画に適合している必要があります、使用前事業者検査も、この点を確認する必要があります。</p> <p>なお、個別の工事については、必要に応じて原子力規制検査等で確認します。</p>
<p>5</p>	<p>・第14条の4</p> <p>コメント：溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示について、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則・・・第17条第十五号に規定する主要な耐圧部の溶接部・・・」とあるが、同規則第31条にて準用している「蒸気タービン」及び、同規則第48条にて準用している「補助ボイラー」についても溶接に係る使用前事業者検査の対象であるため、対象とする必要があると考えます。</p>	<p>該当条文は溶接に係る使用前事業者検査が終了した際に刻印等の検査終了表示を求めるものであり、御意見のとおり当該検査の対象となる機器が一部読み取れないため、以下のとおり規定を修正することとします。</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項第二十八号、第三十二号から第三十五号まで、<u>第三十七号若しくは第三十八号、第三十一条又は第四十八条第一項に規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管、重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管、蒸気タービン又は補助ボイラー</u>（以下この条において「容器等」</p>

		<p>という。)であって、<u>技術基準規則第十七条第十五号(技術基準規則第三十一条及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。)</u>又は第五十五条第七号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付すものとする。</p>
6	<p>(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示) 第十四条の四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。)第二条第二項第二十八号又は第三十二号から第三十五号までに規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管又はクラス4管(以下この条において「容器等」という。)であって、同規則第十七条第十五号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。</p> <p>上記は溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示に係る条文であるが、対象が技術基準規則第17条第15号に規定する主要な耐圧部の溶接部に限定されており、重大事故等対処施設(SA)が含まれていない。一方で、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド(案)」では技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性が明記されており、整合していない。</p>	<p>上記5で示した考え方を参照してください。</p>
7	<p>・第十四条の四 (溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示) 第十四条の四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。)第二条第二項第二十八号又は第三十二号から第三十五号までに規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管又はクラス4管(以下この条において「容器等」という。)であって、同規則第十七条第十五号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。</p> <p>上記は溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示に係る条文であるが、</p>	<p>上記5で示した考え方を参照してください。</p>

	対象が技術基準規則第十七条第十五号に規定する主要な耐圧部の溶接部に限定されている。対象範囲に、技術基準規則第三十一条にて準用している「蒸気タービン」及び、同規則第四十八条にて準用している「補助ボイラー」、同規則第五十五条第七号の重大事故等対処施設（S A）も含まれるように記載する必要がある。	
8	<p>・第十五条第1項第七号</p> <p>第十五条（使用前確認の申請）第1項第七号では、原子炉本体を試験使用する場合又は発電用原子炉施設の一部を使用する場合の申請書類について定められているが、第十七条（使用前確認を要しない場合）第1項第一号及び第三号で承認を受けることとの関係を第十五条においても明確にするために、以下の通り修正していただきたい。</p> <p>[第十五条第1項第七号]</p> <p>原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときであって、第十七条第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、その使用の期間及び方法</p> <p>（参考）</p> <p>第十七条第一号</p> <p>原子炉本体を試験のために使用する場合～(中略)～原子力規制委員会の承認を受け～(中略)～承認を受けた方法により使用する場合。</p>	<p>規定の趣旨は明らかであることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、申請書の記載内容の詳細については、今後定める予定である使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド（仮称）において記載する予定です。</p>
9	<p>・第15条第2項</p> <p>「前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない」のうち、第3号「第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器」の添付を規定しているが、申請書で重要度が高い系統、設備又は機器を明示せずとも、新検査制度下における日常検査等フリーアクセスの範囲においてご確認いただくことが可能なものであり、申請書添付として申請書範囲の重要度が高い系統や設備等に限定する必要性はないのではないか。</p>	<p>本規定は、使用前確認の前提として事業者が使用前事業者検査において施設管理の重要度に応じて適切な検査を行っているかどうかを確認することができるよう規定しているものであることから、原案のとおりとします。</p>
10	<p>第56条第1項第1号</p> <p>分解・開放検査を必ず実施しなければならないような要求に読めるが、定期事業者検査については、事業者が技術基準の適合性を確認するために必要な検査を自ら考えて検査を設定するものと理解しているため、第56条第1項第1号の規定は、分解・開放検査を必ず実施しなければならないという要求ではないとの解釈でよいか。</p>	<p>第56条第1項第1号は、現行の規則において定期事業者検査の方法を定めているものから変更しているものではなく、今回の改正に対する意見には当たりません。</p> <p>なお、本規定は、原子炉等規制法第43条の3の16第2項に基づき技術基準に適合していることが確認できる方法で検査を行うことを求めているものであることから、技術基準に要求がなければ、分解・開放検査を求めるものではありません。</p>

1 1	<p>(第 57 条の 2)</p> <p>廃止措置対象施設の定期事業者検査の開始日と終了日は、法令改正前の施設定期検査と同様に定期事業者検査の実施期間を設定し、その開始日と終了日とすることによろしいでしょうか。</p>	<p>現行の実用炉規則第 48 条第 3 項において廃止措置対象施設は 9 月ごとに施設定期検査を実施することと規定していたものについて、改正後の第 55 条第 1 項において供用中か廃止措置中であるかを問わず、同項の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査を実施すべき時期ごとに定期事業者検査を行うことが求められます。</p> <p>定期事業者検査を開始する日は上記に基づき設定され、当該検査の終了日は廃止措置計画に定められる性能維持施設の性能が維持されていることについて確認が終了する時期となります。</p>
1 2	<p>第 57 条の 3</p> <p>「定期事業者検査の報告」が新設され、従来 of 施設定期検査申請および定期安全管理審査に相当する内容の資料提出が求められている。</p> <p>法施行における経過措置が設けられていないが、既に施設定期検査中（施設定期検査申請・定期安全管理審査提出済み）のプラントにおいては、従来 of 施設定期検査申請および定期安全管理審査によって「定期事業者検査報告」に相当する内容が確認可能なため、法施行日に「定期事業者検査報告」が必須で求められているわけではないとの解釈でよいか。</p> <p>また、定期事業者検査報告に関しては変更の規定はなく、内容に変更が生じた際には、基本的にはフリーアクセスで事業者の計画は確認可能であるため、変更の報告は不要であり次回報告時に変更点を含めて報告すればよいとの解釈でよいか。</p>	<p>前段については、施行日以降に法第 43 条の 3 の 16 第 3 項に規定するとき及び実用炉規則第 57 条の 3 第 1 項各号に規定するときには報告が必要となるものであり、施行日に報告は必要ありません。</p> <p>後段については、検査開始前に報告した内容に変更が生じた場合、変更した事項を明確にした上で、次回の報告時に変更内容を含めて報告することで問題ありません。</p>
1 3	<p>第 57 条の 3</p> <p>施設定期検査対象外である廃止措置プラントにおける報告の実施時期を明確にしていきたい。</p> <p>定期事業者検査の報告時期について、第 1 項第 2 号に「原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。」とあるが、廃止措置においては原子炉を起動することがないため、第 2 号は適用されないと理解しているが、第 2 号に基づく報告を除外する記載する等の修正が必要ではないか。</p>	<p>前段については、第 57 条の 3 第 2 項において実施時期を明記しています。</p> <p>後段については、本規定は報告を要するときを規定したものであり、廃止措置中において同条第 1 項第 2 号を適用することは想定されないため、除外規定を置く必要はないことから、原案のとおりとします。</p>
1 4	<p>第 57 条の 3 第 1 項</p> <p>第 2 号については原子炉起動前の報告を規定しているが、廃止措置計画認可プラントでは原子炉起動はないため、除外規定を記載いただきたい。</p>	<p>上記 1 3 の後段で示した考え方を参照してください。</p>

1 5	<p>・第 57 条の 3</p> <p>「定期事業者検査の報告」として、「法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の一月前までに、前項第二号に掲げるときにあつては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。」とされています。</p> <p>このことについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度施行時点で施設定期検査中かつ原子炉起動後である発電用原子炉施設について、「定期事業者検査を開始しようとするとき」及び「原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき」に係る定期事業者検査の報告は不要であるという理解でよろしいでしょうか。 ・新検査制度施行直後（令和 2 年 4 月）に、廃止措置対象施設の定期事業者検査を開始する場合、廃止措置対象施設の定期事業者検査計画の報告は、1 か月前の時点で法令が施行されていないので不要であるという理解でよろしいでしょうか。また、仮に報告が必要なのであれば、規則改正等が施行されていない状況での報告について、具体的な手続き方法を示していただきたい。 ・令和 2 年 4 月以降に終了する定期事業者検査終了報告は、定期事業者検査のみについて報告すればよく、令和 2 年 3 月までの施設定期検査に係る内容は報告不要であるという理解でよろしいでしょうか。 	<p>1 点目については、上記 1 2 の考え方を参照してください。</p> <p>2 点目については、経過措置の規定により、施行日から 1 月以内に定期事業者検査を開始しようとする者にあつては施行日までに報告を行うものと規定しています。</p> <p>3 点目については、御理解のとおりです。</p>
1 6	<p>・第八十一条第 1 項第四号</p> <p>炉規則第八十一条第 1 項第四号では「施設管理の実施に関する計画（以下、施設管理実施計画）」と、新たな読み替えが追加されている。</p> <p>一方、保安措置ガイドの 4. では、今後も、施設管理実施計画（以下、「保全計画」という）と読み替えを行い、事業者の活動が変わることにならないよう配慮されているのか、炉規則とガイドとの関係を確認したい。</p> <p>炉規則とガイドを整合させる方針であれば、炉規則側の読み替えを削除する必要がある。</p>	<p>御指摘を踏まえ、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドにおいて、「保全計画」を「施設管理実施計画」に修正します。</p>
1 7	<p>・第 83 条</p> <p>「廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く」という記載が削除（変更）されています。（改正案は、「法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ」と記載）</p> <p>使用済燃料および新燃料がない施設においては、要求事項に意味がない場合があります。</p> <p>施設の状況に応じ、現実的に対応が必要なものに限定した適用とする記載に変更願います。</p>	<p>御指摘の改正箇所は、廃止措置対象施設についても、同施設内の核燃料物質及び核燃料物質に汚染された物の状況等を踏まえ、必要な措置を講ずることを求めるためのものであることから、原案のとおりします。</p> <p>御意見の点については、廃止措置の進捗に応じて廃止措置計画を変更することにより、施設の状況に応じて必要な対応を図ることが可能であると考えます。</p> <p>なお、第 83 条第 1 号ハ（3）及び（4）の「燃料体の損傷」は平成 25 年原子力規制委員会規則第 4 号による改正時に「燃料</p>

		体の著しい損傷」と規定すべきところ誤記されたものであったことから、修正します。
18	第87条第6号 ハ その他の異状があった場合の意味するところはなにか。 警報装置から警報が発せられるべきところ、発せられない場合（もんじゅ対応）の意味か。 若しくは、警報装置から警報が発せられる以前に異状を検知した場合の措置という意味か。	その他の異状とは、警報の発報、運転上の制限の逸脱のほか通常とは異なる状況が生じた場合を指し、御指摘のような場合を含みます。 なお、第87条ただし書（ただし、法第43条の3の34第2項の認可を受けた場合は、この限りでない。）については、廃止措置段階においては発電用原子炉の運転が行われることはないことから、現行のとおり（削除しない）とするよう修正します。
19	第87条第8号 運転員その他の従業者のうち、その他の従業者は誰を意味するのか。 特例緊急作業従事者を指すとの解釈で良いか。	その他の従業者とは、特例緊急作業従事者を含め、非常の場合に発電用原子炉の運転に関する措置に係わる者を意味します。
20	・実用炉規則第90条（工場又は事業所において行われる廃棄）における「廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない」との記載に関して、当該条文の第4号又は第7号についての「措置の実施状況の確認」とは、排気中又は排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させる方法、排気中又は排水中の放射性物質の濃度の監視方法を確認することで良いか。 ・当該条文の第4号における排気中の放射性物質の濃度の監視、第7号における排水中の放射性物質の濃度の監視については、廃棄前に実施するものとなっていないものがあるため、監視自体を「廃棄前」に確認することを要求したものである場合は、本条については改正前の記載のままとする方が適切であると考えます。	第90条第1項第4号においては、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないことを確実にするため、放射性物質の濃度をできるだけ低下させる措置及び放射性物質の濃度を監視する際に必要となる手順等のうち廃棄前に実施する必要があるものについての実施状況並びに監視設備が適切に利用又は機能できる状態にあることについては、廃棄前に確認することが重要ですが、現行規則はその点が明確でないので規定するものです。同項第7号においても同様の考え方ですので、原案のとおりとします。
21	実用炉規則第90条における「次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。」という措置とは、第4号及び第7号にある「放射性物質の濃度をできるだけ低減する措置（設備の設置等）及び排気（排水）口又は排気（排水）監視設備による放射性物質の濃度を監視する措置（監視設備の設置）が該当するものであり、廃棄前にこれらの措置が確実に行われていることを確認するとの認識で良いか。	上記20で示した考え方を参照してください。
22	・第90条 今回の改正案では、「次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。」ことが追加されている。 気体状（液体状）の放射性廃棄物の廃棄は連続的に実施しており、当該条文4号および7号の実施すべき措置も排気（水）中に連続的に実施するものであり、廃棄前には措置（放射性物質の濃度を監視すること）の実施状況を確認できないため、改正前の記載のままとする方が適切と考える。	上記20で示した考え方を参照してください。

2 3	<p>・第90条 「次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。」については、気体状の放射性廃棄物の廃棄は連続的に実施していることを考えれば、第4及び第7号にある「放射性物質の濃度をできるだけ低減する措置（必要設備の設置及び運用）、及び排気（排水）口又は排気（排水）監視設備による放射性物質の濃度を監視する措置（監視設備による連続監視）が該当するもので、廃棄前（中）にこの措置が確実に実行されていることを確認するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 4	<p>実用炉規則第90条（工場又は事業所において行われる廃棄）において、今回の改正案では、「次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。」が追加されている。 当該条文第4号及び第7号の気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に係る措置については、放射性物質の濃度をできるだけ低減する措置（設備の設置等）及び排気（排水）口又は排気（排水）監視設備による放射性物質の濃度を監視する措置（監視設備の設置）が該当するものであり、廃棄前にこれらの措置が確実に実行されていることを確認するとの認識で良いか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 5	<p>第90条 当該条文は工場又は事業所において行われる廃棄に関するものであり、今回「廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない」との記載が追加されようとしているが、気体及び液体の放射性廃棄物の排出における周辺監視区域の外の濃度限度を超えないための監視については、その全てを廃棄前に実施できるものではないため、本条については改正前の記載のままとする方が適切であると考えます。 具体的には、90条第4号で規定されている気体状の放射性廃棄物を排気施設により排出する際の措置事項「排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。」を実行するための監視（測定）は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）に基づき実施している。当社はここで言う「監視」が条文で規定する「措置」にあたるものと考えますが、気体状の放射性廃棄物の排出は排気施設を経由した上で連続的に実施しているため、前述の指針に記載の「最小計測頻度」についても、放射性希ガスは「連続」、よう素-131、133は「1週間に1回」となっており、その他の種類も含めて「廃棄前」に確認できない。 また、90条第7号で規定されている液体状の放射性廃棄物を排水施設により排出する際の措置事項についても、前述の指針においてガンマ線放出核種は「放出の都度又は1週間に1回」となっているものの、ストロンチウム</p>	上記20で示した考え方を参照してください。

	<p>－89、ストロンチウム－90については「四半期に1回」、トリチウムについては「1カ月間に1回」となっており、「廃棄前」に確認できない核種がある。</p> <p>したがって、冒頭に述べたとおり、廃棄前に措置の実施状況を確認することはできないものとする。</p>	
26	<p>条項番号：第90条第1項第4号および第7号</p> <p>意見：『法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。』について、当該条文第4号および第7号に関して廃棄前に確認する実施状況は、「放射性物質の濃度をできるだけ低下させる処理方法」、および「放射性物質の濃度の監視方法」で良いか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
27	<p>第90条（工場又は事業所において行われる廃棄）に関して</p> <p>「廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない」との記載が追加されたが、当該条文の第4号又は第7号についての「措置の実施状況の確認」とは、排気中又は排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させる方法、排気中又は排水中の放射性物質の濃度の監視方法を確認することで良いでしょうか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
28	<p>条項番号：第90条</p> <p>コメント：実用炉規則第90条の第4号における排気中の放射性物質の濃度の監視、第7号における排水中の放射性物質の濃度の監視については、放射性希ガスのように連続的に廃棄しながら測定・監視するものがあつたり、例えば第4号に記載のある「大量の空気による希釈」のように廃棄しながら行うものもあるなど、第4号、7号に記載の措置の実施状況の全てを廃棄前に確認することは出来ないため、本条については改正前の記載のままとする方が適切であるとする。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
29	<p>条項番号：第90条</p> <p>コメント：本記載案のままとなる場合、「廃棄前における措置の実施状況の確認」について、第4号、第7号には廃棄前に実施状況の確認を行うことが出来ないものもあることから、解釈、解説等により、本条各号に定める全ての措置の実施状況の確認を廃棄前に行うものでないこと、放射性物質の濃度などを全て事前に測定などで直接確認する事を要求しているのではない事を明確にしていきたい。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
30	<p>第九十二条第一項第一号、第九十二条第三項第一号について、第一号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）は削除ではないか。</p> <p>（「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」は、品管規則に定めるマネジメントシステムにおいて、マネジメントレビューのインプット等に表れているように、既にマネジメントシステムに組み込まれ一体運用していることか</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。</p>

	ら、「安全文化の醸成」と同様に削除すべきと考えます。） なお、この場合、品管規則第十一条（品質方針）に「関係法令及び保安規定の遵守の方針を含む」を追加することで、当該活動が維持されることの整合がとれると考えます。	したがって、本規定については原案のとおりとします。
3 1	条項番号：第 92 条第 1 項第一号、第 3 項第一号 コメント：旧第二号（今回削除）の「安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事」は改正品管規則に取り込まれ、新第二号「品質マネジメントシステムに関する事（品質管理基準規則第五条～）」に統合するように整理していると考えていますが、第一号「関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事」も、旧第二号と同じく新第二号に統合されるものなので削除すべきと考えます。 本考えを整合させる観点から、改正品管規則の解釈第 4 条第 8 項に「関係法令及び保安規定の遵守」について取り込むことにしていただきたい」ことを合わせてコメントしています。	上記 3 0 で示した考え方を参照してください。
3 2	「実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 8 号」 【修正要望】 旧第 1 6 号巡視点検の要求については、実用炉規則第 80 条と共に削除され、実用炉規則第 81 条 4 項ハ号にて新たに要求されたとの認識であるが、新第 1 8 号には巡視点検の要求が記載されていないため、新第 1 8 号の中で巡視点検を明確に記載して頂きたい。	第 81 条第 1 項柱書きの規定により、施設管理に巡視が含まれることは明らかであることから、原案のとおりとします。なお、巡視の内容については、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドを参照してください。
3 3	第 126 条関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第 22 条と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。	御指摘を踏まえ、第 2 項として「前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。」との規定を追加します。
3 4	本規則の改正案において、別表第二から「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」が削除されており品証添付書類の添付は求められておりませんが、一方で発電用原子炉施設の設計及び工事に係る手続きガイドの（3）添付書類において、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の添付が求められており、規則とガイドで記載に差があります。規則とガイドの整合性の観点から、炉規則に「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の添付を求める内容を反映した方が適切でないでしょうか。	第 9 条第 3 項において、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについて説明した書類の添付を求めています。
3 5	該当箇所 別表第三 型式設計特定機器の種類 燃料体 添付書類 新技術の内容を十分に説明した書類 内容 当該添付書類は、従来の燃料体設計認可の新材料等の特殊認可の申請時と同様の申請手続き及び申請書内容の位置づけとなるものと考えてよいのか？	新技術の内容を十分に証明した書類については、別表第 2 から型式設計特定機器に関連するものを抽出したものであり、従前の特殊加工認可の申請時に説明されていた新材料に関する説明が含まれるものです。

		<p>また、型式指定の申請手続については、第 107 条及び発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドを参照してください。</p>
3 6	<p>該当箇所 別表第三 型式設計特定機器の種類 燃料体 添付書類 燃料体及使用される条件の下における健全性に関する説明書 内容 当該添付書類は、従来の燃料体設計認可申請書には該当するものがなく、本制度適用による新たな書類の位置づけとなるものと考えてよいか？その場合、具体的な内容についてはどのようなものか明確にできないか？</p>	<p>「燃料体及使用される条件の下における健全性に関する説明書」は、設計及び工事の計画の認可申請書添付書類（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則表第二下欄）の「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に相当するものであり、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイドの 3.（3）4）安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書にあるとおり、燃料体が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できることを説明することを求めています。</p>
3 7	<p>条項番号：全般 意見：これまでの「施設定期検査」が「定期事業者検査」に統合されたが、その場合事業者内でこれまで設備・系統ごとに行っていたいわゆる「定事検」と、プラントを停止して点検を行う「定検」が同じ言葉となるため不都合が生じる。個別の定事検にはプラント運転中に行うものもあり、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に単純に統合するのはおかしい。これまでの「施設定期検査」は別な言葉に置き換えていただきたい。</p>	<p>法改正により、事業者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立会い又は記録により確認を行っていた施設定期検査は廃止され、定期事業者検査については事業者が一義的責任の下で実施することを明確にするとともに、国による検査は原子力規制検査に一元化されます。</p> <p>規則第 55 条第 1 項に規定する原子炉停止中に行う検査及び同条第 3 項に規定する原子炉運転中に行う検査は、いずれも法律に規定する定期事業者検査であることから、名称を区別することはしていません。</p>

提出意見とこれに対する考え方

2. 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	<p>条項番号：第 92 条第 1 項第 1 号 コメント：実用炉規則、旧第二号（今回削除）の「安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること」は改正品管規則に取り込まれ、新第二号「品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条～）」に統合するように整理していると考えていますが、第一号「関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること」も、旧第二号と同じく新第二号に統合されるものなので削除すべきと考えます。とコメントをしておりますので、実用炉規則と同様に「1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）は削除すべきと考えます。本考えを整合させる観点から、改正品管規則の解釈第 4 条第 8 項に「関係法令及び保安規定の遵守」について取り込むことにしていきたい。」ことを合わせてコメントしています。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、保安規定に基づき保安に関する文書を重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）及び保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。</p> <p>一方、品質マネジメントシステムについては、当該システムが、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈を踏まえ、許可申請書等に記載された方針に基づいて定められていることについて記載を求めるものです。</p> <p>したがって、本規定については原案のとおりとします。</p>
2	<p>「実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 2 号」中の 2. 「具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。」に関して、その中の「安全文化の育成」との表現について、品管規則と整合を図り、趣旨を明確にするため、「安全文化の育成及び維持に係る取組み」に修正すべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「安全文化の育成」を「安全文化の育成及び維持の体制」に修正します。</p>
3	<p>「実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハまで」 他条項では「異常」としているが、「異状」でよいか。</p>	<p>異状とは、異常とは言えないまでも通常の状態とは異なる状態であることを指しており、異常とは使い分けていることから、本記載は、原案のとおりとします。</p>
4	<p>[実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 8 号イからハまで]発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措</p>	<p>当該規定は、サーベイランスについて、設置許可等での事故時等の条件で必要な性能が発揮されることの確認ができる方法により実施することを保安規定に定めることを求めています。また、運転中のため炉心への実注入ができないなど事故時等の条件を模擬できない場合等における代替の考え方についても同様です。</p> <p>なお、保安規定の記載内容については、保安規定の審査にお</p>

	<p>置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。</p> <p>における「実条件性能確認」とはどのように理解すればよいでしょうか。例えば、ポンプの運転性能確認の場合、実注入は運転中は実施不可であることから、テストラインにおいても実注入機能に問題ないとのことが判断できるものであれば良いとの理解でよいでしょうか。また、このようなテストラインで確認を行う方法等を「代替の方法」とされているとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>いて確認することとなります。</p>
5	<p>「実用発電用原子炉及びその付属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表(案)別紙7-1」におけるP8『8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。』につきまして。</p> <p>”(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、・・・代替の方法を含む)”における「代替の方法」は事業者で明確にしておく事項であり、保安規定に直接記載する必要はないと考えております。この理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>
6	<p>【該当箇所】</p> <p>「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで」中の4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p> <p>【確認事項】</p> <p>4. 「その他の発電用原子炉の運転」とはどういう状態を想定したものでしょうか。</p>	<p>その他の発電用原子炉の運転とは、発電用原子炉の起動のほか出力運転や停止など計画的に行われる発電用原子炉の状態それぞれを指します。本規定は、それらの発電用原子炉の状態において発電用原子炉の安全性が損なわれないよう確認すべき事項を保安規定に定めることを求めています。</p>
7	<p>[実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで]発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>11. LCOを逸脱する場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること</p> <p>において、「監視項目」の定義は何でしょうか。“LCOに関連する”監視項目という理解でよいでしょうか。</p>	<p>監視項目とは、発電用原子炉を運転するに当たって、発電用原子炉施設が正常な状態を維持していることを確認するために監視が必要な項目を意図しています。したがって、LCOに関連するものだけを対象にしたものではありません。</p>

<p>8</p>	<p><該当箇所> 9頁 6行目 <内容> 本条文12項では、 「LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」 とあります。 原子力規制委員会の原子力安全文化に関する宣言の項目2において、「リスクを考慮した意思決定」が宣言され、IAEAからの日本への統合規制評価サービスミッション報告書の勧告9（R9）では、パフォーマンスベースのリスク情報を活用した原子力安全と放射線安全を実現するために検査制度を改善、簡素化すべきであることが指摘されています。 本項では、早期に設備に対する危険要素を取り除く行為である予防保全は必要な安全措置およびリスク情報に基づいた判断の上で適切に実施することを要求したもので、予防保全全般について適用する内容であり「やむを得ず」で限定されるべきではないと考えます。 以上より、本条文はリスク情報に基づく計画的な予防保全を実施することを想定し、「やむを得ず」にかかわらず計画的な予防保全を推進するためにも、「やむを得ず」との記載は不要と考えます。 具体的には、「LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態において行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」となるべきと考えます。</p>	<p>LCOは、安全上重要な機器等について、多重化の設計要求との整合を踏まえ、その機能が要求されている発電用原子炉の状態において必要な機能を維持するために設定しているものです。 したがって、LCOが設定されている設備等を能動的に待機除外とし、保全作業を行うことは原則として認めておらず、劣化の兆候が見られている等のやむを得ない事情がある場合に限り認めているものです。 今回の改正ではこの考え方を従来から変更するものではないため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、御指摘については、令和元年9月4日の第27回原子力規制委員会において了承された「原子力施設の状況に応じた運転上の制限（LCO）等の継続的な改善に係る検討について」と同様に、事業者から保安規定に記載すべき内容の改善に係る提案を受け、所要の検討を行うことは可能です。</p>
<p>9</p>	<p>「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで」中の12. 「なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。」が削除され、「原則としてAOT内に完了すること」に修正されたが、現行保安規定の「予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施</p>	<p>本規定は、予防保全を目的とした保全作業を原則としてAOT内に完了することを定めているものですが、この原則に当てはまらないことが想定される場合は、この原則に対する例外の取扱いを規定することを妨げるものではありません。 なお、保安規定の記載内容については、保安規定の審査において確認することとなります。</p>

	する場合」の規定は、引き続き認められると考えてよいか。	
1 0	<p>条項番号：実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニ</p> <p>コメント：3. (1～2 行目)・・・実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ハに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、・・・となっているが、実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニの誤記ではないか。</p>	御指摘のとおり、「第8号ハ」を「第8号ニ」に修正します。
1 1	<p>条項番号：実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニ</p> <p>コメント：4. (5～6 行目)・・・実用炉規則第 54 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、・・・となっているが、改正実用炉規則（案）では、第 54 条は削除されることになっているため、それを踏まえると、・・・実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、・・・の誤記ではないか。</p>	御指摘のとおり、「第54条」を「第55条」に修正します。
1 2	<p>【該当箇所】</p> <p>「実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 8 号ニ」</p> <p>4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された 1 発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、2 燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 5 4 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>【修正要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用炉規則の条番号の誤り 誤) 実用炉規則第 5 4 条 正) 実用炉規則第 5 5 条 	上記 1 1 で示した考え方を参照してください。
1 3	<p>条項番号：実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニ</p> <p>コメント：6. (1～2 行目)・・・実用炉規則第 54 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、・・・となっているが、改正実用炉規則（案）では、第 54 条は削除されることになっているため、それを踏まえると、・・・実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、・・・の誤記ではないか。</p>	上記 1 1 で示した考え方を参照してください。

1 4	<p>【該当箇所】 6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第54条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p> <p>【修正要望】 ・「発電用」の記載が抜けている 誤) 原子炉を起動してから 正) 発電用原子炉を起動してから</p>	御指摘のとおり、「原子炉」を「発電用原子炉」に修正します。
1 5	変更前は、「保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置・・・」でしたが、変更後は「臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置・・・」となっています。これについて、対象範囲が、「運搬する場合」から「貯蔵および運搬する場合」に変更となるのでしょうか。	御理解のとおりです。
1 6	<p>【該当箇所】 「実用炉規則第92条第1項第14号」 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>【修正要望】 3. の一部に記載誤り ・「工場又は」の記載が抜けている 誤) 事業所の外 正) 工場又は事業所の外</p>	御指摘のとおり、「事業所」を「工場又は事業所」に修正します。
1 7	<p>【該当箇所】 「実用炉規則第92条第1項第16号」 1. 原子炉等規制法第43条の3の5の規定に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8の規定に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>【確認事項】 イロハニ以外の事象で現行の保安規定に規定している事項（内部溢水、資機材等の整備及び火山活動のモニタリング等の体制の整備）については、設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した対策として今後も規定するとの認識でよいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。

18	<p>【該当箇所】 「実用炉規則第92条第1項第16号」中の1. ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。） 1 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策 に關すること。 2 1に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を 冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に關すること。 3 2に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合におけ る炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 【修正要望】 ロの1から3に「火山影響等発生時」と記載されているが、ハ及び二のように最初に定義すべきではないでしょうか。 誤) 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。） 正) 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。）（以下「火山影響等」という。）</p>	<p>御指摘のとおり、「火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。）」を「火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。）（以下「火山影響等」という。）」に修正します。</p>
19	<p>P19からP27『改正後：実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置』につきまして。 『改正前：定期的に評価』の記載が削除されておりますので、新規制基準バックフィット未適合炉における『定期的に評価』の記載削除が適用されるとの認識で良いでしょうか。（未適合炉保安規定の「第17条 地震・火災等発生時の対応」、「第17条の2 電源機能喪失時の体制の整備」が該当。）</p>	<p>今回の保安規定審査基準の改正により、発電用原子炉施設の定期的な評価は、保安規定に基づくQMSの活動として実施することとなることから、本項目における記載を削除したものです。 これを踏まえた保安規定における発電用原子炉施設の定期的な評価の位置付けやその記載内容については、保安規定の審査において確認することとなります。 なお、新規制基準適合性審査により設置変更許可、工事計画認可及び保安規定認可を受けた発電用原子炉設置者については、以後最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降6月を超えない時期に、原子炉等規制法第43条の3の29第1項の規定に基づき発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価を実施し、その評価の結果等を原子力規制委員会に届出をする必要があります。また、新規制基準適合性審査により設置変更許可、工事計画認可及び保安規定認可を受けていない発電用原子炉設置者については、実用炉規則（平成25年原子力規制委員会規則第16号）附則第14条に基づき発電用原子炉施設の定期的な評価を実施する必要があります。</p>

20	<p>「第92条第1項第18号」の7. 「7. 燃料体に関する使用前事業者検査及び定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから～略～判断すること」について、 「装荷予定の照射された燃料のうちから～略～判断すること」は照射燃料に対する行為であり使用前事業者検査として実施するものではないことから、 「使用前事業者検査、及び定期事業者検査として装荷予定の照射された燃料のうちから～略～判断すること」のように句点の位置をずらすなど、誤解のないよう文章のつながりを明確化してはいかかがか。</p>	<p>御指摘のとおり、定期事業者検査として照射された燃料の健全性確認等を行うことを求めていることから、「使用前事業者検査及び定期事業者検査として」を「定期事業者検査として」と修正します。</p>
21	<p>「第92条第1項第18号」の7. 「定期事業者検査として、～略～燃料使用の可否を判断すること」は、現行の保安規定に記載されている SHIPPING 検査を定期事業者検査として実施するよう要求しているものではないとの理解でよいか確認したい。</p>	<p>装荷予定の燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないこと等を確認するための検査として、SHIPPING 検査を実施することを必ず求めているものではありません。</p>
22	<p>条項番号：実用炉規則第92条第1項第19号 コメント：タイトルの「実用炉則第92条～」は「実用炉規則第92条～」の誤記ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、「実用炉則」を「実用炉規則」に修正します。</p>
23	<p>【該当箇所】 「実用炉規則第92条第1項第21号」 【確認事項】 今回の審査基準見直しにより、旧第28号にて要求されていた「原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。」の記載は新第21号より削除されており、保安規定の構成（第2条の削除）を変更することになるのでしょうか。</p>	<p>現行の「安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施すること「基本方針」として定められていること。」の規定は、他の規定の要求にも含まれることから関係性を整理したのですが、保安規定の基本方針として定めることを妨げるものではありません。 なお、個別の保安規定の記載内容については、保安規定の審査において確認することとなります。</p>

提出意見とこれに対する考え方

3. 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>・廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 新旧対照表の1ページの改正前欄と改正後欄の18行目「開発炉規則」と、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表の1ページの改正前欄と改正後欄の8行目「研開炉規則」とは、略称の統一を図ったほうがよいと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、「開発炉規則」を「研開炉規則」に修正します。</p>
2	<p>「2. (2) 品質マネジメントシステム 1)」に記載されている内容から理解されるのは、廃止措置段階の保安規定が設置許可に記載されている方針との整合性が求められているということですが、そうした場合、設置許可と廃止措置計画の関係に規制上の不整合を感じます。</p> <p>設置許可が、廃止措置段階の保安管理まで見通して許認可されるものであるなら、廃止措置計画による認可はどのような位置づけ・整理になるのでしょうか。</p> <p>発電用原子炉施設の設置から運転までを設置許可カバーし、廃止措置になってからは廃止措置計画がカバーするとした整理の方が、自然で理解しやすい規制と考えます。</p> <p>特に廃止措置を安全を確保した上で合理的に進める上では、廃止措置中の品質マネジメントシステムをはじめとする保安管理は、運転中のそれとは異なるものとなると考えられるということが、理由・根拠になります。</p>	<p>廃止措置段階においても、当該発電用原子炉の設置許可は効力を有しております。このため、廃止措置段階の保安規定に定める品質マネジメントシステムは、設置許可又は廃止措置計画認可を受けたところによるものでなければなりません。</p> <p>御指摘を踏まえ、この考え方が明確になるよう(2)1)を修正します。</p>
3	<p>「2. (2) 品質マネジメントシステム 1)」の第二段落 4行目に「また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。」との記載がありますが、保安規定の審査の当たり、具体例なり具体的な審査基準が明示されるべきと考えます。</p> <p>現状では、ここに記載の意図とは裏腹に、画一的な保安規定となってしまいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置の原子力安全に対する重要度の定義は何か ・保安活動の管理の程度が、組織の規模に応じたものとして、具体例、若しくは審査基準が必要。(どのようなものが妥当と判断されるのか) ・合理的に実現可能なものとして、具体例、若しくは審査基準が必要。(何が合理的に実現可能なものとして判断されるのか) <p>もし、保安規定審査基準に記載できないのであれば、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガ</p>	<p>原子力施設の状態や原子力事業者等の組織の構成等の個別の状況に応じて、品質マネジメントシステムを確立することが必要です。具体的な基準については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその関連文書を参照ください。</p>

	<p>イドの制定について」の「14 ページ 品質マネジメントシステム」の第二段落に「また、QMSは、原子力施設の状態や原子力事業者等の組織の構成などの応じて適切に見直し、各種の保安活動を原子力安全に対する重要度に応じて合理的に実現可能なものとし、適確な運用をしていけるよう改善していくことが必要である。」との記載がある部分に明記頂く事でも良いかと考えます。</p>	
4	<p>5 ページの改正前欄の 1 1 行目「づけ」と、改正後欄の 1 2 行目「付け」とに、改正部分として傍線（下線）を記載する必要があると思います。</p>	<p>御指摘のとおり、下線を記載するよう修正します。</p>
5	<p>意見／理由 2. (9) 1) 誤字 （誤）また、これらの設部のうち放射線測定に係るものの使用方法については、・・・ （正）また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、・・・</p>	<p>御指摘のとおり、「設部」を「設備」に修正します。</p>
6	<p>「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く」という記載が削除されています。 使用済燃料および新燃料がない施設においては、要求事項に意味がない場合があります。 施設の状況に応じ、現実的に対応が必要なものに限定した適用とする記載に変更が必要と考えます。</p>	<p>「2. (3) 廃止措置の品質マネジメントシステム」において (2) の品質マネジメントシステムに加え、廃止措置の段階に応じて保安の方法等を明確にすることを求めています。したがって、保安規定の内容は、施設の廃止措置の状況等に応じたものとして適切に規定又は変更することが可能であることから、原案のとおりとします。</p>
7	<p>2. (15) 改正前に存在していた「※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く」の記載が削除されているが、使用済燃料が存在しない施設においては、要求事項に不要なものがある。廃止措置の段階に応じた運用ができるような記載が必要であると考えため、以下のとおり記載してはどうか。 「本事項については、以下のような事項が明記されていること。」との記載を、「本事項については、廃止措置の段階に応じた必要事項を明記されていること。」</p>	<p>上記 6 で示した考え方を参照してください。</p>
8	<p>「2. (15) 設計想定事象等に対する原子炉施設の保全に関する措置」のなかで； ・ 1) に記載の「・・・想定する事象に対して、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずることが定められていること。」の意図が、事業者が考え・記載して申請するということであれば、後段の審査の効率化の観点から、規制側が要求する「廃止措置対象施設の設計想定事象」を明確化すべきと考えます。そうでないと、事業者が申請後の審査に入ってから、規制側の</p>	<p>保安規定は、事業者が定め遵守するものであり、事業者自らが検討し、必要な事項を記載して申請し、認可を受けるものです。 なお、廃止措置段階における設計想定事象は、実用発電用原子炉であれば、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第十一号に定める設計想定事象であり、御指摘の保安規定審査基準の 2. (15) 1) i. のイ及びロに掲げる事象</p>

	<p>考えと整合せずに、いたずらに審査に労力を要することとなります。</p> <p>もし、明確化ができないのであれば、改正前のように「廃止措置対象施設に核燃料が存在しない場合を除く」という除外文を記載することにより扱いを明確にすべきと考えます。</p> <p>また、保安規定審査基準に記載ができないのであれば、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の「23 ページ 設計想定事象等に係る保全に関する措置」に記載することでも良いと考えます。</p>	<p>を含みます。保安規定においては、廃止措置の段階に応じて、これらの事象に対する必要な措置を定めることを求めています。</p>
9	<p>もんじゅに適用される保安規定の審査基準について、現行「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」（以下「保安規定審査の考え方」という。）が適用されている。廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（以下「保安規定審査基準」という）改正に伴いもんじゅにて適用される保安規定の審査基準は、保安規定審査の考え方又は保安規定審査基準「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」のどちらとなるのか？ 両方を適用する必要がある場合、ダブルスタンダードとなることから、「保安規定審査の考え方」の改正を合わせて実施して頂きたい。</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅの保安規定変更認可の審査においては、引き続き、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」を用いることとしています。</p> <p>この「審査に関する考え方」についても、意見募集を実施し、改正を行う予定です。</p>

提出意見とこれに対する考え方

4. 経過措置等に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	<p>検査制度見直しにより施設定期検査及び定期安全管理審査は廃止となりますが、令和2年3月までにこれら検査及び審査の申請を実施し、同年4月以降に検査及び審査が終了する予定であった実用発電用原子炉施設について、施設定期検査及び定期安全管理審査の終了に係る手続き方法及び考え方を示していただきたい。令和2年3月までの施設定期検査及び定期安全管理審査は完了していることを文書等で示していただく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>施設定期検査については、新規制基準に適合している発電用原子炉施設であって、施行日において施設定期検査を終了しているものは、直近の施設定期検査が終了した日以降13月を超えない時期に定期事業者検査を開始する必要があります。また、新規制基準への適合の如何にかかわらず、施行日前日において施設定期検査を実施中の発電用原子炉施設は、施行後直ちに定期事業者検査を行うこととなります。この旨は、整備規則附則第3条に規定しています。</p> <p>定期安全管理審査については廃止されますので、施行日後はこの審査に係る手続は不要となります。なお、原子力規制委員会が施行日前日までに作成したこの審査の記録は、必要に応じて原子力規制検査に活用します。この旨は、2019年12月25日原子力規制委員会資料3別紙3により明らかにしています。</p>
2	<p>「法第四十三条の三の十五の検査を受けようとする者は、・・・申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。」とされています。現行制度の下で令和2年4月に施設定期検査が開始となる廃止措置対象施設がある場合、この施設定期検査の申請は不要という理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>新たな検査制度への移行に当たって施設定期検査は廃止されますので施行日後の当該検査に係る手続は不要となります。ただし、施行日後1月以内に定期事業者検査を開始する必要がある場合には整備規則附則第4条第1項に規定するとおり、施行日までに開始時の報告を行うことが必要となります。</p>
3	<p>経過措置等(3)にて、定期事業者検査の実施時期について示されているが、移行した際に、実用炉規則第57条の3に基づく定期事業者検査の報告、特に開始時の報告は旧制度の施設定期検査申請から相当する情報が移行するのか、それとも改めて報告が必要か。また、必要な場合にはいつ頃に報告することになるか</p>	<p>整備規則附則第4条第3項に規定するとおり、施行日前日において施設定期検査を実施中の者については、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とします。実用発電用原子炉施設以外の原子炉施設についても、同様の附則を規定する予定です。</p>
4	<p>規則名：経過措置等(案) 条項番号：別紙1_P2_(2) 保安規定・保安措置の改正事項に係る猶予期間_3 施設管理目標及び施設管理実施計画 コメント：「保安規定の変更認可までの間に行う定期事業者検査の開始前の報告については、施設管理目標及び施設管理実施計画に代えて、これに相当する内容(次回及び次々回の定期事業者検査の主な事項、例えば、開始予定日、当該施設の工事の方法及び時期、点検等の方法、実施頻度及び時期、工事及び点検等を実施する際に行う保安措置)を報告するものとする。」とあるが、「定期事業者検査の開始前の報告」とは解列1ヶ月前の定期事業者検</p>	<p>御指摘の長期停止中のプラントについては、整備規則附則第3条第3項の規定により、施行後直ちに定期事業者検査を行うこととなります。その場合は、既に施行日以前の施設定期検査の申請において施設管理目標及び施設管理実施計画に相当するものが報告されていると考えられますので、整備規則第4条第3項に規定するとおり、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とします。</p>

	査報告のことを言っていると思われるため、保安規定変更認可までに既に再稼働しており解列して定事検を行うプラントを対象とした規定であり、長期停止中プラントは対象外との理解でよいか確認したい。	
5	<p>新検査制度施行後に定期検査を迎える発電所の工事や検査等を新法に基づき円滑に行うべく、施行後速やかに法第43条の3の9第1項又は第2項設計及び工事の計画(以下、「設工認」という。)の認可(審査)をいただきたいと考えている。</p> <p>設工認の認可(審査)は、経過措置が設けられている保安規定の改正事項に係る変更認可申請の認可(審査)に関係なく、実施していただけると理解しているが、それで良いか。(保安規定の変更認可申請の認可前に設工認が認可されることがあるという理解で良いか。)</p>	御理解のとおりです。
6	3/31以前に新検査制度を反映した保安規定申請は可能か。	2019年12月25日原子力規制委員会資料3別紙3でお示ししたとおり、新制度に対応した品質マネジメントシステムに関する保安規定の変更認可申請は、施行日前に受理することとします。
7	<p>・全体(その1)</p> <p>保安措置の改正事項に係る保安規定の申請は、法体系上、改正法施行前でも可能であると認識している。</p> <p>現行法で保安規定がない建設炉が、改正炉規制法施行前に、当該保安措置の改正を踏まえた保安規定を申請する場合においても、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の一部改正(保安規定の認可の申請書を提出するまでに作成 → 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いを開始する日の6月前までに作成)の適用がされるよう、経過措置を講じて頂く必要がある。</p>	施行日前日において保安規定の認可を受けていない施設については、施行日以後に保安規定の申請を受理することとします。このため、原子力事業者防災業務計画の作成についての経過措置は規定しません。
8	<p>・全体(その2)</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその解釈の適用は、改正炉規則第六十九条に基づき、許可を受けたところによるため、具体的には許可本文十一号の届出後、改正法令に係る保安規定の認可後であることを明確にして頂きたい。</p>	整備規則附則第6条第2項に規定するとおり、保安規定の変更認可に係る処分が行われるまでの間は、改正後の実用炉規則第69条は、なお従前の例によることとします。
9	<p>●原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈の経過措置について言及がありませんが、本規則の適用時期については、新炉規制法附則5条4号に基づく品質管理に必要な体制の整備に係る事項(新法43条の3の5第2項11号)の原子炉設置許可に係る変更の届出後、本届出内容と整合する品質マネジメントシステムに関する保安規定変更認可申請が認可・施行された時点という認識でよいでしょうか。</p>	上記8で示した考え方を参照してください。

1 0	<p>・保安措置の改正事項について、上記（丸数字1）の保安規定の（変更）認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることとよいこととする。</p> <p>について、従前の保安措置とは、従前の保安規定に係る保安活動と理解している。</p> <p>2020年4月から法令要求となる使用前事業者検査を実施する必要があるが、経過措置中においては、検査の独立性について、従前の保安規定の体制のもとで行っても問題ないか。</p>	<p>整備規則附則第6条第2項に規定するとおり、保安規定の変更認可に係る処分が行われるまでの間は、改正後の実用炉規則第69条から第90条までの規定により行う保安措置については、認可前の保安規定に基づいて実施することで構いません。</p>
1 1	<p>・（2）2保安措置</p> <p>保安規定（変更）認可申請に係る処分までは「従前の保安措置」を講ずることと良いとされている「従前の保安措置」が指す範囲を明確にする必要がある。</p> <p>保安措置とは、改正炉規制法第四十三条の三の二十二（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）を受ける、改正炉規則第六十九条～第九十一条を指すと理解している。</p> <p>よって、表題を以下のとおり記載して頂きたい。</p> <p>2 保安措置（改正炉規制法第四十三条の三の二十二に基づくもの）</p>	<p>上記10で示した考え方を参照してください。</p>
1 2	<p>●保安規定（変更）認可申請に係る処分までは「従前の保安措置」を講ずることと良いとされていますが、法律に規定のある使用前事業者検査等は新しい保安措置を講ずる義務があると思われるため、この「従前の保安措置」が指す範囲を明確にさせていただく必要があります。</p> <p>例えば、実用炉規則第63条～第91条、外廃棄規則、外運搬規則、品質管理規則等は「従前の保安措置」で良いと考えられますが、この理解でよろしいでしょうか。</p> <p>このように「従前の保安措置」を講ずることと良い範囲と、良くない範囲を書面等で明確にして頂きたい。</p>	<p>上記10で示した考え方を参照してください。</p>
1 3	<p>●改正実用炉規則55条第2項の「前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間とする。」とあります。令和2年4月以降に定期事業者検査を開始する廃止措置対象施設であって、法令改正前に施設定期検査の対象でなかった設備に係る定期事業者検査の実施時期については、これまでの事業者の保全計画の保全周期をもとに設定することとよろしいでしょうか。</p> <p>なお、ここで事業者の保全計画の保全周期は、従前より実用炉規則第81条及び保安規定の保守管理条文に従い、廃止措置計画に記載の「機能を維持すべき発電用原子炉施設」（実用炉規則(案)第22条にいう「性能維持施設」に</p>	<p>令和2年4月以降に定期事業者検査を開始する施設は整備規則第2条第2項第2号の規定に基づき、施行日から13月以内に定期事業者検査を開始することが必要になります。</p> <p>個別の設備については、御理解のとおり、これまでの事業者の保全計画の保全周期をもとに定期事業者検査の中で実施することが可能です。</p>

	等しい) について、その維持が可能なものとして設定しているものです。	
1 4	<p>・ 施行後最初の定期事業者検査の実施時期については、以下のとおりとする。</p> <p>ア) 新規規制基準に適合している施設及び廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降 13 月又は 12 月を超えない時期</p> <p>とあるが、” 13 月又は 12 月” について、実用炉に適用されるものか研究開発炉等に適用されるか読み取れない。</p>	<p>当該記載は、定期事業者検査の実施時期について、実用発電用原子炉施設及び研究開発段階発電用原子炉施設については定期事業者検査が終了した日以降 13 月を超えない時期、その他の原子力施設については定期事業者検査が終了した日以降 12 月を超えない時期として各規則案で規定しているものについて、施行後最初の定期事業者検査については、「定期事業者検査が終了した日」を「施設定期検査が終了した日」と読み替えて適用することを説明したものです。</p> <p>13 月と 12 月の区別は、実用発電用原子炉施設及び研究開発段階発電用原子炉施設とそれ以外の原子力施設であり、それぞれについて整備規則の附則において上記を踏まえて規定することとします。</p>
1 5	<p>● 「施行後最初の定期事業者検査の実施時期」については、「新規規制基準に適合している施設及び廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降 13 月又は 12 月を超えない時期」とされています。改正実用炉規則案第 55 条第 1 項第 1 号の「判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの」に規定されている廃止対象施設については、「直近の定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期」に従い、13 ヶ月と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>上記 1 4 で示した考え方を参照してください。</p>
1 6	<p>発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドの経過措置について言及がありませんが、法施行 3 か月以内に届出する設置変更に係る届出においては、法第四十三条の三の五第二項第十一号（実用炉則第 3 条第 1 項第 8 号）に係る規定のみが適用されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本ガイドにおけるその他の新規記載要求事項は前述の届出に含める必要はなく、将来、新規記載要求事項に係る工事等の設置変更許可申請が発生した際に、これらを踏まえた記載とすることで良いという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、御意見の「その他の新規記載要求事項」に関する記載の適正化の時期については、施行後の原子炉設置（変更）許可申請に併せて実施するなど、なるべく早期に行うことが望ましいです。</p>
1 7	<p>● 「保安措置の改正事項について、上記 1 の保安規定の（変更）認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。」とされていますが、従前の保安規定では、今回の制度改正により廃止される法定検査（使用前検査、施設定期検査、定期安全管理審査、溶接安全管理審査等）について規定されています。改正法令に適合している限り、これらを実施しなくとも法第 43 条の 3 の 24 第 4 項（実用</p>	<p>整備規則附則第 6 条第 2 項に規定するとおり、保安規定の変更認可に係る処分が行われるまでの間は、改正後の実用炉規則第 6 9 条から第 9 0 条までに規定する保安措置については、従前の例によることとしますが、御指摘の廃止される法定検査については、法律上の根拠がなくなりますので、事業者がこれに対応する義務もなくなります。この点は、2019 年 1 月 2</p>

	炉の場合)の保安規定遵守義務に違反するものではないことを明確にして頂きたい。	5日原子力規制委員会資料3別紙2により明らかにしています。
18	(12)経過措置等(2)マル1 6ヶ月以内に申請しなかった場合は、従前の保安規定が有効と解釈して良いか。	上記17の考え方でお示ししたとおり、改正法附則第10条において、改正前の法に基づき認可を受けた保安規定については、施行日から6月以内に保安規定の変更認可申請があった場合は当該処分までの間、それ以外の場合は施行日から6月までの間は、改正後の法に基づき認可を受けた保安規定とみなすことを規定しています。したがって、6月以内に申請が行われなかった場合、それ以降は、従前の保安規定は改正後の法に適合する保安規定とは見なされず、保安規定の変更命令等の行政上の措置の対象となります。
19	●令和2年4月1日時点で廃止措置計画認可申請中であり、令和2年4月1日以降に認可を受ける場合の廃止措置対象施設について確認させていただきたい。 このような発電用原子炉施設は、現在、施設定期検査申請書の添付である「保守管理の実施に関する計画」において特別な保全計画を定め、ここで定めた周期に基づき定期事業者検査を実施していますが、廃止措置計画認可後に必要となる廃止対象施設としての定期事業者検査については、認可時点の至近の点検時期までに開始すれば良いのでしょうか。(例 廃止措置計画認可：令和2年5月、認可前の施設定期検査申請書に記載している特別な保全計画に基づく次回点検時期：令和2年12月～令和3年1月→廃止対象施設の定期事業者検査：令和2年12月～令和3年1月又はこれよりも早い時期に実施)	令和2年4月1日時点で長期停止中のプラントは、廃止措置計画認可の申請の有無にかかわらず、整備規則附則第3条第3項の規定により、施行日に直ちに現行の施設定期検査で計画している内容と同等の定期事業者検査を行うこととなります。当該定期事業者検査は、廃止措置を前提とするものではないため、廃止措置計画が認可された時点で一旦終了するものとし、改正後の規則第57条の3第2項の規定により、終了の報告を行うこととします。その上で、その日を起点として13月を超えない時期に定期事業者検査を開始することが必要です。
20	【経過措置等(案)】 ・(2)2保安措置 「保安措置の改正事項について、上記1の保安規定の(変更)認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによいこととする。」は、(変更)認可申請とされているものは、現行法で保安規定がない建設炉に対する措置を定めていると認識しているが、適用が曖昧にならぬよう、以下のとおり修正すべきと考える。 「保安措置の改正事項について、上記1の定めに基づき施行日から6月以内に申請を求める保安規定の(変更)認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによいこととする。」	整備規則附則第6条第1項において、この規則の施行の際現に発電用原子炉施設の設置の工事に着手している者は、令和2年9月30日までに、保安規定の認可の申請をしなければならないことと規定し、同条第2項において、前項の規定による保安規定の認可を申請者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る処分の日までの間は、改正後の実用炉規則第69条から第90条までの規定にかかわらずなお従前の例によることとすることを規定しています。なお、現在建設中で保安規定を有しない発電用原子炉設置者であっても改正前の規則第69条から第90条までの規定に基づき保安措置を講ずる義務を有していることに変更はありません。

2 1	<p>別紙1 経過措置 (2) 保安規定・保安措置の改正事項に係る猶予期間 「(1) (丸数字の1) 保安規定」において「当該申請に係る処分（新規制基準の審査として行われる場合には、その処分）までは、従前の保安規定を用いることでよいこととする。」との記載があるが、建設段階の事業所のように、保安規定認可前であって旧法に基づく認可を受けた保安規定を有していない事業所における保安活動の経過措置が明確でない。 建設段階の事業所では、改正法施行日から保安規定認可までの期間、改正法、規則等の要求を踏まえた社内規程等を整備し、これに基づく保安活動を実施することでよいと理解するが、その旨を認可済の保安規定を有していない場合の経過措置として明記すべきと考える。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 2	<p><該当箇所> 経過措置 (2) 保安規定・保安措置の改正事項に係る猶予期間 <内容> 経過措置は、保安規定が既に認可されている施設に関するものが中心に記載されている。このため、今後、保安規定の認可申請を行う建設施設に関して、下記の2点について確認したい。 ・法令施行日（2020. 4. 1）以降、保安規定が認可されるまでの間は、作業が進行中の建設工事等に関する品質保証は、品質管理規則に基づく自主的な取り組みで対応するものと考えているが間違いないか。 ・「保安規定の変更認可申請について、施行日（2020. 4. 1）から6月以内に申請を求める」とされているが、これから新規に保安規定の認可申請を行うものについては、変更認可申請と同様に「6月以内」と考えているが間違いないか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 3	<p>(10)経過措置等 (2)マル2 「保安規定を申請認可を行った者については、当該処分に係わる処分までは、従前の保安措置を講ずることとする」とあるが、新規に保安規定を申請する（保安規定の認可実績がない）事業者については、事業者が自主的に措置をしていれば良いと解釈して良いか。あるいは、規制側の何らかの確認が必要か。 また自主的な措置を前提とする場合、自主的な措置の実行の程度（特に、事業社内での審査）に目安となるものがあるか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 4	<p>(11)経過措置等 (2)マル1 「保安措置の改正事項に係る保安規定の変更認可申請・・・」と記載されており、既に保安規定を有する施設を対象に記載されているが、今後、新規に保安規定を申請する施設については期限はあるのか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。

25	<p>経過措置（案）の記載に「・保安措置の改正事項に係る保安規定の変更認可申請について、施行日から6月以内に申請を求め。」とあるが、2019年度内に申請し、認可が年度を跨ぐ見込みの案件は、新検査制度を反映した保安規定認可より前に認可され得るか。</p>	<p>御意見の年度を跨ぐ保安規定変更認可申請については、改正後の法の施行により、その審査基準が変更になるため、原則、改正後の法を踏まえた内容に補正する等の附則に基づく申請との関係の整理が必要になります。保安規定変更認可申請に当たってはこの点を考慮した上で申請して下さい。</p>
26	<p>(1) 1 廃止措置計画に係る経過措置について、法施行日から6月以内に廃止措置計画の変更の認可申請を求めているが、新たに廃止措置計画の本文記載事項となった事項については、これまでも添付説明書等において明らかとなっており、平成24年法律第47号において発電炉事業者に新規制法第43条の3の5第2項第9号及び第10号に掲げる事項を届出させた状況と同じであることから、同様に廃止措置計画についても「認可申請」とはせずに「届出」で十分と考える。</p>	<p>新たな検査制度への移行により、廃止措置計画において廃止措置期間中に性能を維持すべき施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間を明記し、当該性能維持施設について定期事業者検査を実施し、原子力規制検査においてその実施状況を確認することとしています。</p> <p>性能維持施設を適切に選定していることを認可申請の審査において確認することが必要であることから、変更認可申請を求めるとしたものです。</p>
27	<p>「保安措置の改正事項について、上記○1の保安規定の（変更）認可申請を”行った者”については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。」としているが、施行日から6月以内に申請をするまでの間は、”従前の保安措置を講ずることによりよいこととする”対象に含まれず、申請を行ってから当該申請に係る処分までは”従前の保安措置を講ずることによりよいこととする”こととなり、不合理である。</p> <p>「保安措置の改正事項について、上記○1の保安規定の（変更）認可申請を”行う者”は、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。」が適切と考える。</p>	<p>御指摘の経過措置は、施行日から6月以内に申請することを条件として、認可等の処分があるまでは、なお従前の例によることを認めることであり、当然、申請をするまでの間においても、従前の保安措置を講ずることにより構いません。</p>